

V. 東電福島原発事故と畜産物

1. 畜産物に関して取られた対応

本章では、東電福島原発事故後、政府および関連5県による各種の対応について情報収集し、とりまとめた。

事故後の、畜産物の放射性物質に関する関連省庁の対応は以下のように整理できる。内容は、大きく

- ・畜産物の出荷・摂取制限
- ・畜産物中の放射性物質の検査に関するもの
- ・畜産物中の放射性物質の検査結果
- ・畜産物および飼料中の放射性物質の暫定規制値に関するもの
- ・畜産農家への指導、助言、情報提供

に分類できる。

表 V-1 畜産物中の放射性物質に関する関係省庁の対応

	内容
原子力災害対策本部	「検査計画、出荷制限等の品目・区域の設定・解除の考え方」の策定 食品の出荷制限・摂取制限の設定・解除
厚生労働省	食品中の放射性物質の検査結果の情報集約・公表 食品中の放射性物質に関する暫定規制値の設定
農林水産省	都道府県等による検査計画策定への助言、検査協力、検査機器の整備への助成 資材(肥料、土壌改良剤、培土、飼料)中の暫定許容値の設定、資材の検査の企画・立案 農地土壌の検査 検査結果の情報収集・解析 畜産農家への指導、助言、情報提供
関連都道府県等	食品中の放射性物質の検査計画の策定、検査の実施 食品の出荷制限・摂取制限の実施 畜産農家への指導、助言
食品安全委員会	食品中の放射性物質に関する食品健康影響評価
消費者庁	検査機器の整備を助成

(参考)農林水産省「食品等に含まれる放射性物質⁵⁵」および各機関の報道発表資料等より作成

畜産物に関する出荷制限・摂取制限の設定および解除に関する情報を1.1節に整理した。1.2節には、関連省庁および都道府県における牛肉の検査に関する対応をとりまとめた。

また、事故後、関連省庁および都道府県から畜産農家に対して行われたさまざまな指導や助言に関する情報を1.3節にとりまとめた。

なお、暫定規制値についてはIV章1節に、畜産物中の放射性物質の検査結果についてはV章2節に記載している。

55 農林水産省 食品等に含まれる放射性物質 http://www.maff.go.jp/j/syouan/soumu/saigai/pdf/120119_shoku.pdf

1.1 畜産物の出荷制限および摂取制限(2012年1月16日現在)

出荷制限は、調査結果に基づき、原子力災害対策本部長(内閣総理大臣)から関係県知事に指示されるものである。放射性ヨウ素の検出値に基づく出荷制限は、概ね1週間ごとに行われる検査において、3回連続して暫定規制値以下の場合に解除される。放射性セシウムの検出値に基づく出荷制限は、原則として1市町村当たり3箇所以上、直近1ヶ月以内の検査結果がすべて暫定規制値以下の場合に解除となる。

本節では、本調査の対象である牛肉、豚肉、鶏肉、牛乳、鶏卵に加え、家畜以外の肉(イノシシ肉、クマ肉、シカ肉)についても併せて整理した。

①出荷制限の設定・解除(2012年1月16日現在)

事故後、2012年1月16日までの出荷制限の設定・解除を表 V-2に整理した。

設定された出荷制限は、原乳、牛肉、家畜以外の肉に大別できる。本調査の対象である畜産物のうち、豚肉・鶏肉・鶏卵については出荷制限の設定はされていない。

表 V-2 畜産物の出荷制限・解除(2012年1月16日現在)

日付	岩手県	宮城県	福島県	茨城県	栃木県
2011/3/21			原乳(全域)		
2011/3/23				原乳(全域)	
2011/4/8			→ 一部地域で解除	↓ 解除	
2011/4/10	2011/7/8-9 福島県南相馬市の特定の農家から出荷された牛11頭の肉から、食品衛生法の暫定規制値を超える放射性セシウム検出。		→ 一部地域で解除		
2011/4/16			→ 一部地域で解除		
2011/4/21			→ 一部地域で解除		
2011/5/1			→ 一部地域で解除		原乳関連
2011/6/8			→ 一部地域で解除		
2011/7/19		牛肉関連	牛肉(全域)		牛肉関連
2011/7/28		牛肉(全域)	↓		
2011/8/1	牛肉(全域)				牛肉(全域)
2011/8/2	↓	↓			↓
2011/8/19		一部解除(県の定める出荷・検査方針に基づき管理される牛)			一部解除(県の定める出荷・検査方針に基づき管理される牛)
2011/8/25	一部解除(県の定める出荷・検査方針に基づき管理される牛)		一部解除(県の定める出荷・検査方針に基づき管理される牛)		一部解除(県の定める出荷・検査方針に基づき管理される牛)
2011/10/7			→ 一部解除		
2011/11/9			イノシシ肉(一部地域)		
2011/11/25			イノシシ肉(一部地域)		
2011/12/2			イノシシ肉(一部地域) クマ肉(一部地域)	イノシシ肉(全域)	イノシシ肉(全域) シカ肉(全域)
2011/12/5				↓	↓
2011/12/21			家畜以外の肉関連	一部解除(県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるイノシシの肉)	一部解除(県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるイノシシの肉)
2012/1/16 現在の出荷制限	・牛肉(全域:一部解除あり)	・牛肉(全域:一部解除あり)	・原乳(一部地域) ・牛肉(全域:一部解除あり) ・イノシシ肉(一部地域) ・クマ肉(一部地域)	・イノシシ肉(全域:一部解除あり)	・牛肉(全域:一部解除あり) ・イノシシ肉(全域:一部解除あり) ・シカ肉(全域)

2012年1月16日現在で、原乳は一部地域を除いて解除、牛肉は県の定める出荷・検査方針に基づき管理される牛については解除、家畜以外の肉については出荷が制限されている。2012年1月16日現在の出荷制限の詳細を以下にまとめた。各県における牛肉の出荷・検査方針については次節で詳細にとりまとめている。

原乳:

福島県[田村市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。)、南相馬市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋峠、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区高倉字枯木森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字薬師岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域。)、川俣町(山木屋の区域に限る。)、楡葉町(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。)、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、川内村(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。)、葛尾村、飯館村]

牛肉:

福島県全域(ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理される牛を除く)
 栃木県全域(ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理される牛を除く)
 宮城県全域(ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理される牛を除く)
 岩手県全域(ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理される牛を除く)

イノシシ肉:

福島県[相双地域(相馬市、南相馬市、広野町、楡葉町、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、新地町、川内村、葛尾村、飯館村)、県北地域(福島市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町、大玉村)、郡山市、須賀川市、田村市、白河市、いわき市、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、天栄村、玉川村、平田村、西郷村、泉崎村、中島村、鮫川村]
 茨城県全域(ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるイノシシの肉を除く)
 栃木県全域(ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるイノシシの肉を除く)

クマ肉:

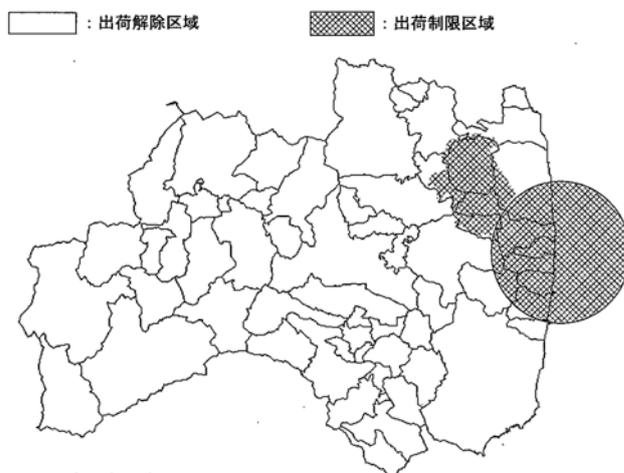
福島県[福島市、二本松市、伊達市、本宮市、郡山市、須賀川市、田村市、白河市、桑折町、国見町、川俣町、三春町、小野町、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、大玉村、天栄村、玉川村、平田村、西郷村、泉崎村、中島村、鮫川村]

シカ肉:

栃木県全域

(2012年1月16日現在の出荷制限)

(参考): 福島県の原乳の出荷制限が残っている地域⁵⁶



② 摂取制限の設定・解除

⁵⁶ 福島県ホームページ http://wwwcms.pref.fukushima.jp/download/1/chikusan_shinsai-gennnyuukaijyo111013.pdf

事故後、2012年1月16日までの摂取制限の設定・解除を表 V-3に整理した。

設定された摂取制限はイノシシ肉のみであり、これについては1月16日現在まで解除されていない。

表 V-3 畜産物の摂取制限・解除(2012年1月16日現在)

	福島県	宮城県	岩手県	栃木県	茨城県
2011/11/9	イノシシ肉の摂取制限(相馬市、南相馬市、 広野町、楡葉町、富岡町、大熊町、双葉町、 浪江町、新地町、川内村、葛尾村、飯舘村)				
2011/11/25	イノシシ肉の摂取制限(福島市、二本松市、 伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町、 大玉村)	なし			
2012/1/16 現 在の出荷制限	・イノシシ肉				

2012年1月16日現在の摂取制限は以下の通りである。

イノシシ肉:

福島県[相双地域(相馬市、南相馬市、広野町、楡葉町、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、新地町、川内村、葛尾村、飯舘村)、県北地域(福島市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町、大玉村)]

(2012年1月16日現在の摂取制限)

1.2 関連省庁・都道府県等の牛肉検査に対する対応(～2012年1月末日)

2011年7月8～9日、福島県南相馬市の特定の農家から出荷された牛11頭の肉から、食品衛生法の暫定規制値を超える放射性セシウムが検出されたことを受け、牛肉中の放射性物質に関する検査が行われるようになった。

(1) 政府の方針(～2012年1月末日)

原子力災害対策本部による「検査計画、出荷制限等の品目・区域の設定・解除の考え方」(23年8月4日改正)においては、以下のように記されている。

牛肉

1 国が行う出荷制限・摂取制限の品目・区域の解除

高濃度の放射性セシウムに汚染された稲ワラを原因とした、牛肉の暫定規制値超過に係る出荷制限の解除については、出荷制限指示後、適切な飼養管理の徹底や、以下による安全管理体制を前提に出荷制限の一部解除の申請があった場合は、これを認めることとする。

(1) 特に指示する区域等については、全頭検査し、暫定規制値を下回った牛肉については、販売を認める。

(2) (1)以外の区域においては、全戸検査(農家ごとに初回出荷牛のうち1頭以上検査)し、暫定規制値を十分下回った農家については、牛の出荷・と畜を認めることとし、その後も定期的な検査の対象とする。

厚生労働省による、「牛肉の放射性物質に係る検査計画及び出荷計画の策定に当たっての基本的対応方針」平成23年7月29日付け、厚生労働省食品安全部長通知)において、全頭検査及び全戸検査について基本方針が示され、簡易検査(例:NaI(Tl)シンチレーションスペクトロメータ、NaI(Tl)シンチレーションサーベイメータ)が認められた。

また、「牛肉中の放射性セシウムスクリーニング法」(平成23年7月29日付け、厚生労働省食品安全部監視安全課長事務連絡)により、スクリーニングレベル(250Bq/kg以上は精密検査)、1試料につき2検体以上測定し差が小さいこと等が定められた。

(2) 関連 5 県の対応(～2012 年 1 月末日)

関連 5 県(福島県、宮城県、岩手県、茨城県、栃木県)における、牛肉の検査に関する対応を以下に整理した。前項に示したように、国が示す出荷制限解除の要件は、“特に指示する区域の全頭検査とその他の区域の全戸検査”であるが、県の方針として全ての区域について全頭検査をしている県もみられる。

表 V-4 関連 5 県における牛肉の検査対応(～2012 年 1 月末日)

県	出荷制限	結果報告開始日	検査方針
岩手県	8月1日～ 一部解除 8月25日	9月1日～	全頭検査 [県内と畜分、県外と畜分とも] ・県内と畜分:県が全頭の検査を実施 ・県外と畜分:県が検査費を全額補助して全頭の検査を実施
宮城県	7月28日～ 一部解除 8月19日	8月26日～	全頭検査対象農家:全頭検査 全戸検査対象農家:全戸検査
福島県	7月19日～ 一部解除 8月25日	9月16日～	全頭検査 [県内と畜分、県外と畜分とも] 全頭検査対象農家、全戸検査対象農家とも全頭検査を実施
茨城県	なし	8月1日～	全頭検査[県内と畜分] 全戸検査[県外処理を含む全農家]
栃木県	8月2日～ 一部解除 8月25日	8月29日～	全頭検査[県内と畜分、県外と畜分とも] ・全頭検査対象農家:全頭検査 ・全戸検査対象農家:1頭を検査し、暫定規制値を十分に下回った農家に対して、全戸検査済み農家通知書を発行するとともに、その出荷牛全頭の放射性物質の検査を実施

※全戸検査:農家ごとに初回出荷牛のうち1頭以上を検査すること

(各県のホームページ情報をもとに作成)

このほか、それぞれの方針のもとで全頭検査を実施している都道府県や食品関連事業者等がある。

①福島県(～2012年1月末日)

福島県では、9月16日より全頭検査に取り組んでいる。福島県内の牛飼養農家を対象とした放射性物質検査体制を図V-1に示す。この出荷・検査方針に基づき、福島県知事は、2011年8月25日に出荷制限の解除を申請し、出荷制限は一部解除となった。

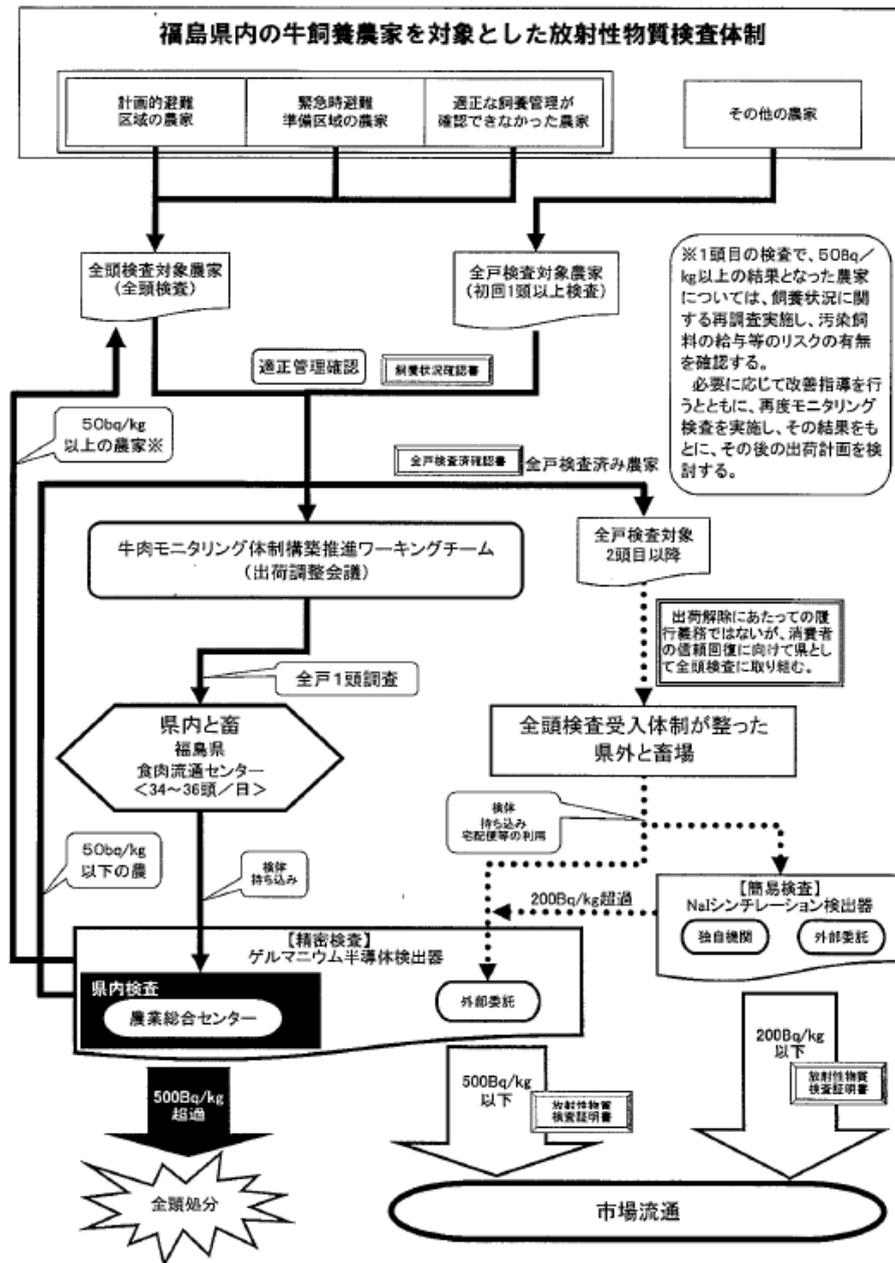


図 V-1 福島県内の牛飼養農家を対象とした放射性物質検査体制⁵⁷

57 福島県ホームページ: 福島県からの牛の出荷・検査イメージ
 (http://wwwcms.pref.fukushima.jp/download/1/chikusan_shinsai-gyuniku-syukkakensaimage.pdf)

②宮城県(～2012年1月末日)

宮城県は、放射性セシウムを含んだ稲わらを、牛舎とは別の場所に移すことを各農家に徹底し、放射性物質を検査するために一時的に牛の数を絞って出荷することなどを盛り込んだ計画をまとめ、8月19日、出荷停止の解除を申請し、出荷制限は一部解除となった。

※宮城県では、7月13日から8月12日にかけて実施した、県内全ての牛の飼養農家5,396戸に対する稲わらの入手、保管や給与を含む飼養管理状況の聞き取り調査及び立入調査により、598戸(肥育牛225戸、乳牛54戸、繁殖319戸)の農家において汚染稲わらの給与や敷料への使用が確認された。当該農家において、汚染稲わらを特定し、家畜の飼料及び敷料等に利用しないようための措置を講じるとともに、適正な飼養管理について指導した。

出荷・検査方針の概要は、

- ・汚染稲わらを与えた牛の飼養農家や汚染稲わらについての立ち入り調査が実施されていない農家等について全頭検査を実施する。
- ・全頭検査対象農家以外の農家については、初回に出荷する牛のうち1頭以上を検査し、検査結果が50ベクレル/kg以下となる場合に出荷を認める。

としたものである。

2 宮県の出荷・検査方針の概要

(1) 適切な飼養管理の徹底

以下の措置について、宮城県が責任を持って管理する。

- ① 汚染稲わらについて、処分までの間、清浄な稲わらと明確に区分して管理し、管理状況について定期的に巡回し確認
- ② 当該汚染稲わらについては、利用停止と隔離を確実にを行うため、畜舎・住居から離れた場所において、スプレー等の着色、ブルーシート等による被覆、封印等を実施
- ③ 飼養状況確認検査の継続(3ヶ月ごと)

(2) 全頭検査

- ① 汚染稲わらを給与した牛の飼養農家や汚染稲わらについての立入調査未実施農家等については、全頭検査を実施
- ② 対象牛については原則自県内でと畜・検査。ただし、他県で全頭検査できる場合は県外出荷も可能

(3) 全戸検査

- ① 全頭検査対象農家以外の農家は、初回出荷について自県内でと畜して1頭以上を検査
- ② ①による検査結果がすべて50Bq/kg以下となった農家は、2回目以降は県外も含めと畜場への出荷が可能(3ヶ月間)

(4) 具体的な出荷計画の作成手続、検査手続、検査結果通知書の発行等

図 V-2 宮城県産牛の放射性物質の検査について(2011年8月19日)⁵⁸

58 宮城県の牛の出荷制限の一部解除について(<http://www.pref.miyagi.jp/nh-khsgsin/tikusin/siryou/230819国指示.pdf>)

§ § コラム § §

～トピックス～ 生体牛を線量測定 安全確認強化「廃用牛」で県が試行

繁殖期を終え、食肉市場に出荷される雌牛など「廃用牛」について、宮城県は、生きた状態での放射線量測定の試行を始める。牛肉を全頭検査する前の事前測定に位置付け、県産牛肉の安全確認を強化する。生体牛の検査は全国初という。

仙台市食肉市場で23日、繁殖期が過ぎた雌牛や乳の出が悪くなった乳牛計10頭を調べる。携帯式の簡易計測器を筋肉に当てて測定し、食肉処理後にも精密検査を実施。両データの相関関係を調べる。

繁殖牛の餌は干し草が中心で、管理の仕方によっては、放射性物質が付着した枯れ草などが餌に混入する恐れがある。生体状態の簡易検査をすることで、精密検査段階で基準値を超える食肉が発生するリスクを減らし、県産牛のブランドイメージが傷つくのを防ぐ狙いがある。

生体から高い数値が出た場合、放射性物質が排出されるまで一定期間飼育し直すことも可能になるという。試行期間は2月末までとし、3月以降、本格的に実施する方針。昨年8月から汚染稲わらを与えていない肥育牛は「安全性が高い」として適用しない。食肉処理後の検査は、肥育牛同様、全頭分を行う。(河北新報 2012年01月22日)

③岩手県(～2012年1月末日)

岩手県は、8月25日、以下のような出荷・検査方針をもとに出荷制限の解除を申請し、一部解除となった。

- 適切な飼養管理の徹底については、各県が責任を持って管理し、汚染稲わらの使用停止と隔離を徹底する。
- 汚染稲わらを与えた牛の飼養農家や汚染稲わらについての立ち入り調査が実施されていない農家等を「全頭検査対象農家」とし全頭検査を実施する。
- 全頭検査対象農家以外の農家は「全戸検査対象農家」とし、初回に出荷する牛のうち1頭以上を検査し、検査結果が50ベクレル/kg以下となる場合に出荷を認める。

これによると、全戸検査対象農家については、2頭目以降の出荷時の検査は任意であるが、

①県内と畜分は、岩手県が全頭の検査を実施

②県外と畜分は、県が検査費を全額補助して全頭の検査を実施している。すなわち、岩手県では全頭検査が実施されている。

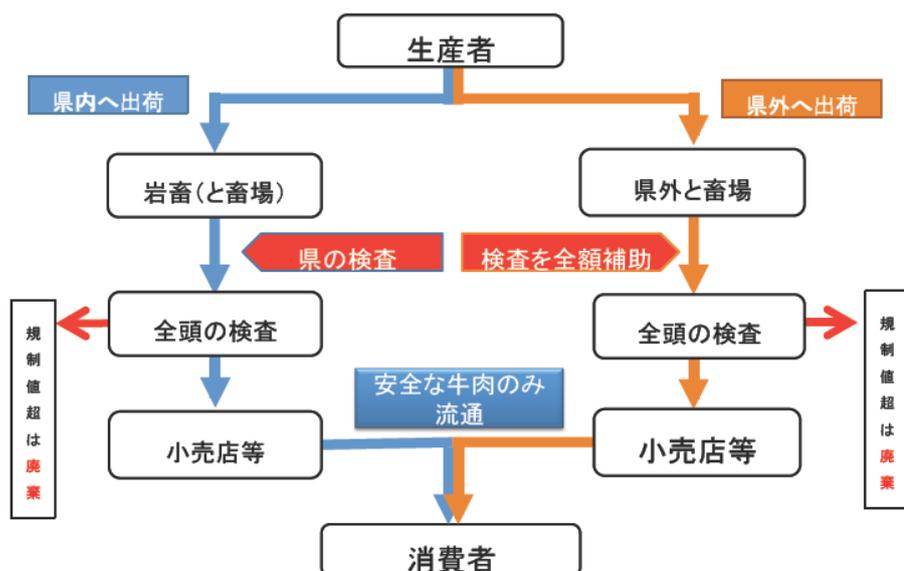


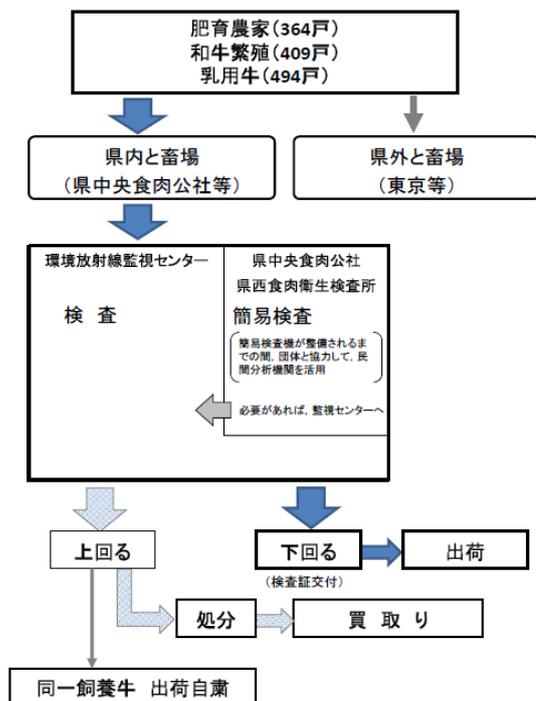
図 V-3 岩手県の牛肉検査体制⁵⁹

59 岩手県:岩手県産食肉の普及に向けた岩手県の取り組み(H23.11.23) <http://www.jmi.or.jp/ouen/pdf/iwate.pdf>

④茨城県(～2012年1月末日)

茨城県では、8月1日より、各飼養農家から県内に出荷する牛について、県環境放射線センターでの検査を中心としつつ、全頭検査を行っている。県外出荷分についても、各飼養農家から出荷する牛について、全戸検査を行っている。8月29日以降は、簡易検査器(NaIシンチレーションスペクトロメーター)を活用したスクリーニング検査も併用して、全戸・全頭検査を行っている。

1 全頭検査



2 全戸検査(県外出荷分を含む)

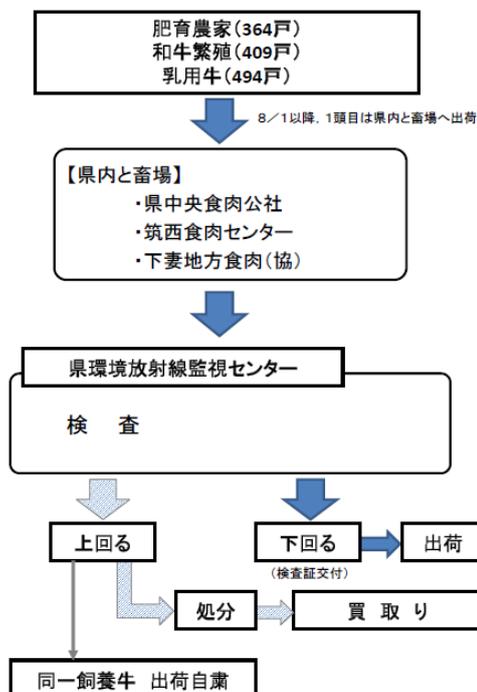


図 V-4 茨城県産牛肉の検査体制⁶⁰

⑤栃木県(～2012年1月末日)

県が実施した調査等により汚染稲わら等を給与した疑いのある農家については出荷する牛すべて(全頭検査)を、それ以外の農家については出荷する最初の1頭(全戸検査)を検査し、放射性物質が暫定規制値以下であることを確認している。

また、全戸検査において放射性物質が暫定規制値を十分に下回った農家に対して、全戸検査済み農家通知書を発行するとともに、その出荷牛全頭の放射性物質の検査を実施することとしている。

すなわち、栃木県産牛は原則として全頭が放射性物質の検査を受けている。

県ホームページに公表されている検査結果によると、平成24年1月23日までの検査(累計21,433頭)において、食肉の放射性セシウムの暫定規制値(500Bq/kg)を超えた牛はおらず、すべての検査牛に対して「牛肉の放射性物質検査結果通知書」が発行されている。また、ゲルマニウム

60 茨城県:茨城県産牛肉の全頭検査について(平成23年8月1日)
http://www.city.tsukuba.ibaraki.jp/dbps_data/_material/_files/000/000/009/055/gyuunikuzenntoukennsa.pdf

半導体検出器スペクトロメータによる再検査(精密検査)が必要となる 200Bq/kg を超えた牛もいなかった。

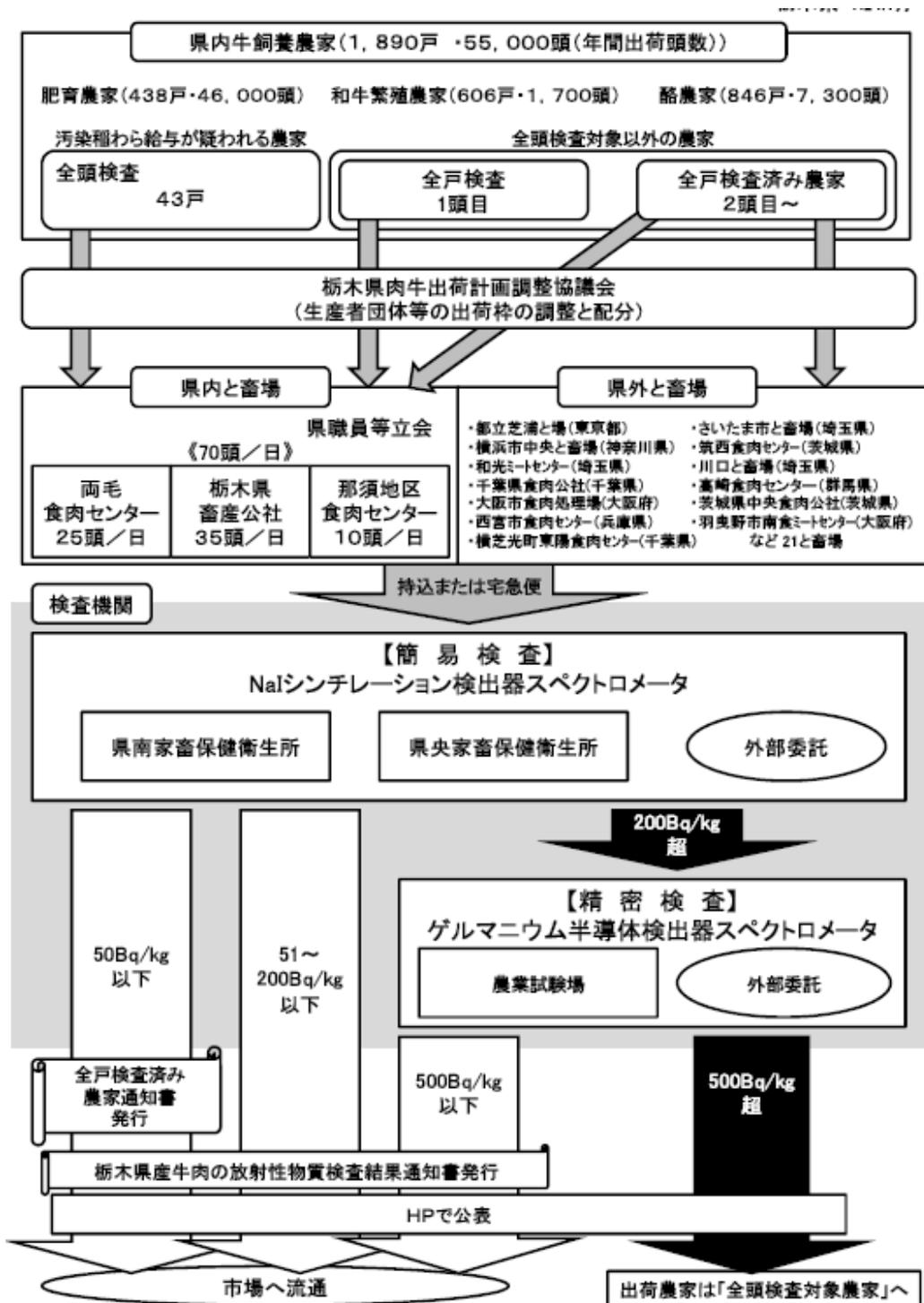


図 V-5 栃木県における出荷制限一部解除後の牛肉検査体制⁶¹

61 栃木県:出荷制限一部解除後の牛肉検査体制(H24年1月)

<http://www.pref.tochigi.lg.jp/g06/work/nougyou/chikusan/documents/furo2401.pdf>

1.3 関連省庁・都道府県等による畜産農家への指導や助言、情報提供など

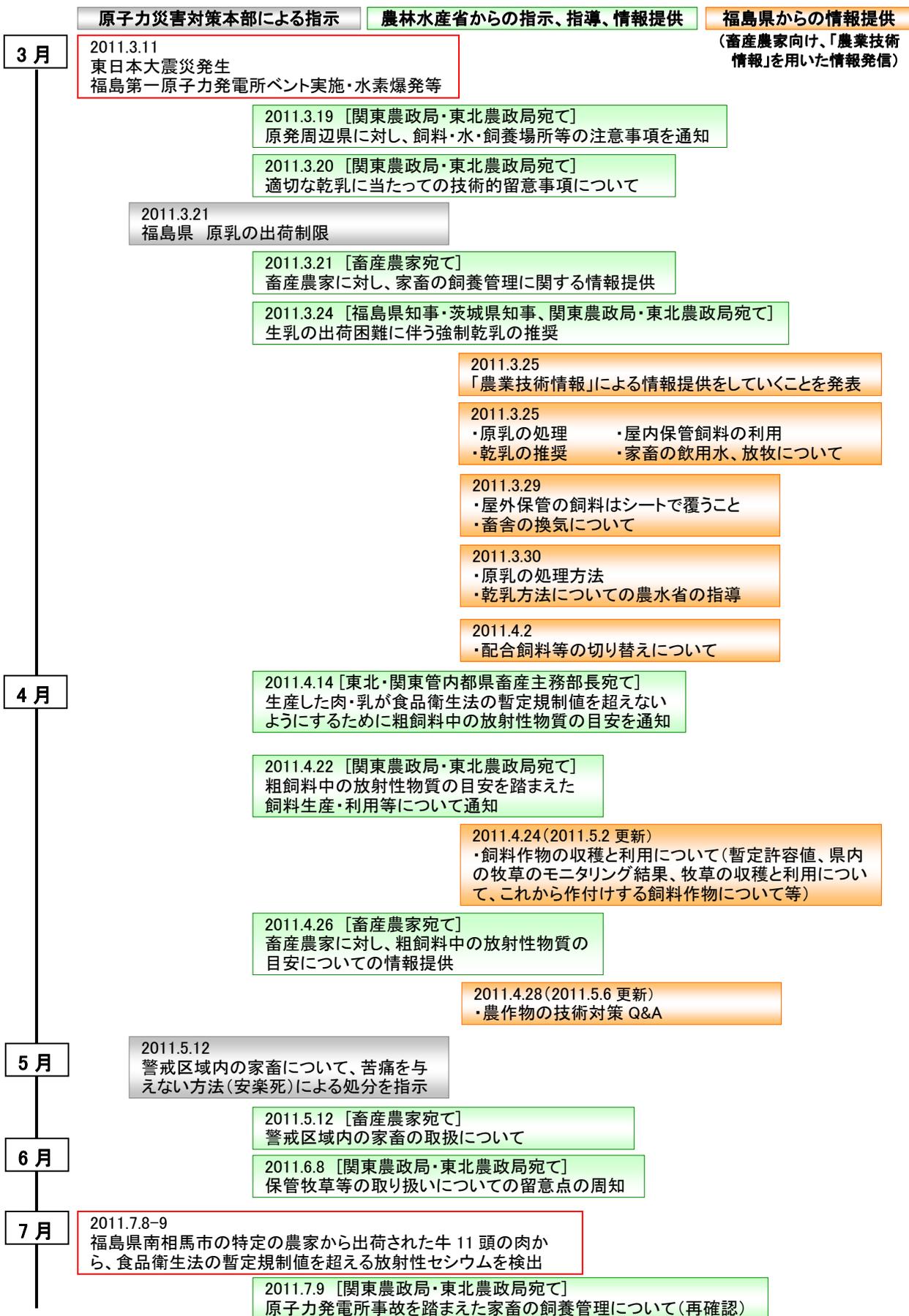
本節では、事故後、農林水産省および関連都道府県による畜産農家への指導や助言、情報提供は、どのような形で行われたかを調査した。

まず、農林水産省および福島県による情報発信がどのような流れで行われたかについて情報をとりまとめた。次いで、関連 5 県により発信されている情報の概要をとりまとめた。

1.3.1 農林水産省および福島県による情報発信の流れ(2011 年 3 月～12 月)

事故後、農林水産省は、県知事・地方農政局宛であるいは畜産農家宛に、各種通知や依頼の文書を出している。福島県は、「農業技術情報」という媒体を用いて、主として畜産農家宛てに各種指導や助言、技術情報等の情報提供を行っている。

農林水産省のプレスリリース情報および福島県の「農業技術情報」を中心に、農林水産省および福島県による情報発信の流れ(2011 年 3 月～12 月)を整理した。





1.3.2 関連 5 県による畜産農家および一般消費者に対する情報提供の概要(～2012 年 1 月末日)

以下に、福島県、宮城県、岩手県、茨城県、栃木県のホームページ等における、畜産物関連の情報発信の概要を整理した。なお、本節では原則として、各ホームページ等において用いられている表現のまま記載している。

(1) 福島県

①「農業技術情報」による情報発信

<http://www.pref.fukushima.jp/keieishien/kenkyuukaihatu/gijyutsufukyuu/seiikugijyutsujyohou.html>

「農業技術情報」は、普及組織・市町村・JA等を通し、農家への情報提供を実施しているものであり、県ホームページにおいても pdf 版を公開している。

－「がんばろうふくしま!」農業技術情報(2011 年 4 月 14 日以降)

－東北地方太平洋沖地震及び東京電力福島第一原子力発電所の事故に伴う農作物等に関する農業技術情報(2011 年 3 月 25 日～4 月 10 日まで)

②県ホームページ:農林水産部畜産課のサイトにおける情報提供

http://wwwcms.pref.fukushima.jp/pcp_portal/PortalServlet?DISPLAY_ID=DIRECT&NEXT_DISPLAY_ID=U000004&CONTENTS_ID=23934

a) 牛の出荷・移動関連

・牛の出荷・移動と放射性物質検査のお知らせ

(福島県からの牛の出荷・検査イメージ、出荷・検査方針)

・牛を飼養する畜産農家の皆様へのお願い

(出荷予定の報告依頼、肥育牛飼養管理についての情報提供)

・県内および県外でと畜された県産牛肉の放射性物質検査結果

・放射性物質に汚染された稲わらを給与した肉牛の情報

・暫定規制値を超えて放射性物質が検出された牛肉について

b) 飼料作物の放射性物質モニタリング検査

c) 福島県産原乳について

d) 警戒区域内の家畜への対応

e) 計画的避難区域等からの家畜の移動

(2) 宮城県

①特設サイト「放射能情報サイトみやぎ」(2011 年 9 月 28 日より公開)における情報提供

<http://www.r-info-miyagi.jp/r-info/?pcview=true>

・生産者向け情報(現在の出荷規制、測定機関、お知らせ等)

・放射線・放射能測定情報(農林産物の測定結果も含まれる)

②県ホームページ「東京電力(株)福島第一原子力発電所事故に関する情報」(2011 年 9 月 28 日まで)における情報提供

<http://www.pref.miyagi.jp/gentai/Press/PressH230315.html>

- ・東京電力福島第一原子力発電所に伴う放射性物質の影響に係る当面の測定方針
- ・宮城県内の水道水及び農畜産物等の放射能測定結果情報
(原乳、牧草、稲わら、粗飼料等)

③ 県ホームページ: 畜産サイトにおける情報提供

<http://www.pref.miyagi.jp/tikusanka/>

- ・県産牛の出荷等に関する情報(放射性物質検査結果、牛飼養農家の立ち入り調査結果)
- ・牧草等の放射性物質について
 - －県内の給与自粛状況等
 - －牧草等の放射能測定結果について
 - －放射性物質が検出された稲わらを給与した肉牛について
- ・生産者向け 出荷制限に伴う肥育牛管理について(飼養管理マニュアル)

(3) 岩手県

① 県ホームページ: 農林水産部流通課サイトにおける情報提供

<http://www.pref.iwate.jp/list.rbz?nd=4418&ik=3&pnp=64&pnp=581&pnp=4418>

- ・牛肉の放射性物質検査
- ・県外と畜場の牛肉の放射性物質検査結果

② 県ホームページ: 畜産課サイトにおける情報提供

<http://ftp.www.pref.iwate.jp/info.rbz?nd=588&ik=3&pnp=64&pnp=588>

- ・牧草の放射性物質の調査結果
- ・原乳の放射性物質の調査結果
- ・稲わらの放射性物質の調査結果
- ・本年産飼料作物の放射性物質の調査結果
- ・豚肉・鶏肉・鶏卵の放射性物質の調査結果

(4) 茨城県

① 県ホームページ: 「平成 23 年東日本大震災関連情報 福島第一原子力発電所事故に伴う放射線の影響全般・原子力施設 食品(農産物・畜産物・水産物)の放射能濃度」における情報提供

<http://www.pref.ibaraki.jp/20110311eq/index29.html#2>

- ・県内農産物・畜産物への影響について(各食品の分析結果)
- ・茨城県産牛肉の全頭検査等の結果
- ・放射性物質に汚染された稲わらを給与した可能性のある牛の肉の流通調査及び検査結果について
- ・福島原発事故後に収穫され、又は屋外管理されたと見込まれる稲わらの放射性物質検査結果
- ・家畜用の夏作飼料の放射性物質検査の結果
- ・牧草に含まれる放射性物質の調査結果 など

② 県ホームページ: 畜産課サイトにおける情報提供(畜産農家向け)

<http://www.pref.ibaraki.jp/nourin/chikusan/top.htm>

- ・福島第一原子力発電所事故に伴う家畜の飼養管理について
- ・堆肥を作るときの注意点について

(5) 栃木県

①県ホームページ:「東日本大震災に関する総合情報 3. 福島第一原子力発電所事故への対応」における情報提供

<http://www.pref.tochigi.lg.jp/kinkyu/jishin.html>

a)放射性物質の農産物への影響

- ・放射性物質汚染に関する稲わらの利用状況及び牛肉の流通状況
 - －県産牛出荷時の肉の放射性物質検査(検査の概要、実施状況等)
 - －栃木県の検査機関で実施した牛肉の放射性物質の検査結果
 - －放射性物質汚染の可能性のある牛の肉の流通状況
(流通状況を調査している県産牛の個体識別番号一覧)
 - －県内の牛飼養農家における汚染稲わらの利用状況調査
- ・農産物の安全性確認
 - －放射性物質モニタリング検査等結果(畜産物(原乳・肉・鶏卵)、イノシシ肉、その他農産物)
- ・農産物に関連する飼料、土壌、肥料等について(飼料作物、牧草、稲わら等)

b)放射性物質の野生動植物への影響

- ・県内イノシシ肉加工施設から採取したイノシシ肉の放射性物質検査結果

2. 畜産物(牛肉、牛乳、豚肉、鶏肉、鶏卵、(飼料))中の放射性物質濃度

畜産物中の放射性物質濃度の調査結果を表 V-5に示す。

表 V-5 畜産物の放射性物質調査結果⁶²

品目	総検体数	50 Bq/kg以下	50 Bq/kg超 100 Bq/kg以下	100 Bq/kg超 200 Bq/kg以下	200 Bq/kg超
原乳	3月	173	164	8	0
	4月～	1,263	1,263	0	0

品目	総検体数	100 Bq/kg以下	100 Bq/kg超 200 Bq/kg以下	200 Bq/kg超 300 Bq/kg以下	300 Bq/kg超 400 Bq/kg以下	400 Bq/kg超 500 Bq/kg以下	500 Bq/kg超
牛肉	56,686	55,648	505	213	106	59	155
豚肉	316	310	3	3	0	0	0
鶏肉	121	121	0	0	0	0	0
鶏卵	242	242	0	0	0	0	0

(注)・平成23年12月28日までに厚生労働省が公表したデータに基づき作成(原乳は平成24年1月17日まで)。
・放射性セシウムの暫定規制値は、原乳が⁶²200 Bq/kg、その他が⁶³500 Bq/kg

原乳については、3月に1回だけ暫定規制値を超過した値が検出された(3月19日 210Bq/L)が、4月以降は全て50Bq/kg以下であり、暫定規制値を超過したものは無い。

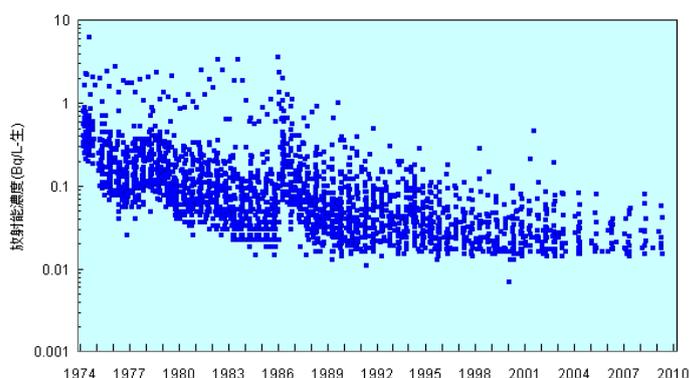
牛肉については、高濃度の放射性セシウムを含む稲わら等が給与されたことにより暫定規制値(500 Bq/kg)を超過したものがあった。

豚、鶏はトウモロコシ等の輸入飼料に依存しており、これまで調査した豚肉・鶏肉・鶏卵については全て暫定規制値以下であった。なお、その大部分(99.0%)は100 Bq/kg以下である。

§ § コラム § §

東電福島原発事故前の食品中の放射性物質濃度

文部科学省の委託により財団法人日本分析センターが運営・管理しているサイト「日本の環境放射能と放射線⁶³」では、食品中や環境中の放射能の過去の経年変化図を見ることができる。



【解説】(原文)

この図は、日本各地の牛乳 1 リットルあたりに含まれる Cs-137 の量について、1974 年度から 2009 年度までの変化を表しています。Cs-137 濃度はゆるやかに減少していましたが、1986 年にチェルノブイリ原子力発電所事故の影響により一時的に増加しました。2010 年 3 月現在、牛乳中の Cs-137 濃度は 1970 年代の 1/5 程度のレベルです。

牛乳中の Cs137 濃度の経年変化(年度)⁶³

62 農林水産省:食品等に含まれる放射性物質 http://www.maff.go.jp/j/syouan/soumu/saigai/pdf/120119_shoku.pdf

63 日本の環境放射能と放射線 http://www.kankyo-hoshano.go.jp/kl_db/servlet/com_s_index

3. 東電福島原発事故後のモニタリングデータ(大気、水、土壌)、文科省のサーベイランスデータ

文部科学省は、放射線障害の防止と放射能水準の把握のための監視・測定に責任を有している。

緊急時モニタリングは、現在の原子力防災体制において、地方自治体が行うこととなっており、文部科学省は、指定公共機関(独立行政法人放射線医学総合研究所及び独立行政法人日本原子力研究開発機構)等とともに、現地へ緊急時モニタリング要員及び機材を動員し、地方自治体の行う緊急時モニタリング活動を支援することとなっている¹⁴。

今回の事故後、文部科学省は、平成 23 年 3 月 18 日に「福島第一、第二原子力発電所の緊急時における全国的モニタリングの強化」を発表、実施し、その後、4 月 22 日の原子力災害対策本部による「環境モニタリング強化計画」⁶⁴に基づき、以下に取り組んでいる。

- (1) 環境モニタリングの実施により次のような「放射線量等分布マップ」を作成する。
 1. 現状における放射性物質の分布状況を把握するために「線量測定マップ」を作成する。
 2. 上記 1 に基づき年間 20mSv を基準として当該地域における事故発生後 1 年間の積算線量がどの程度になるかを推定する「積算線量推定マップ」を作成する。
 3. 土壌表層中の放射性物質の蓄積状況を把握するため「土壌濃度マップ」を作成する。
- (2) 各地点での測定は、空間線量率及び土壌表層のヨウ素 131、セシウム 134、セシウム 137 の濃度等を対象とする。また、効果的・効率的なモニタリングを実施するため、モニタリング実施地点の適正化や積算線量計の活用を行う。
- (3) 米国エネルギー省及び文部科学省が行う航空機サーベイにより、広域的な線量分布を把握するとともに、その結果を踏まえて効果的・効率的な環境モニタリング活動ができるようにする。
- (4) 20km 圏内の避難区域については、事故状況の推移を見つつ航空機サーベイを含め可能な環境モニタリングを実施する。
- (5) 海洋エリアについては、沿岸域の測定点を増やすとともに、海流予測を活用した放射性物質の拡散予測を継続的に実施する。また、水産資源の調査を実施する。
- (6) モニタリングの結果が蓄積され評価できる段階になった時点で、原子力安全委員会は総合的に評価し、原子力災害対策本部がその評価結果を受け、事故状況の推移も勘案して所要の措置をとる。

これらの成果は、文部科学省のホームページの「放射線モニタリング情報」(<http://radioactivity.mext.go.jp/ja/>)に公表されており、本報告書第 II 章に示した土壌汚染マップ等も、これより引用したものである。

64 原子力災害対策本部 平成 23 年 4 月 22 日 環境モニタリング強化計画について
http://radioactivity.mext.go.jp/ja/monitoring_plan/8608/0002